

介護老人保健施設あじさい苑

施設のご案内

施設入所・居宅サービス(通所・短期)

(重要事項説明書)



社会福祉法人 高瀬会

老人保健施設あじさい苑

〒649-4224 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬415番地

(TEL) 0735-72-6100

(FAX) 0735-72-0500

<別紙1>

老人保健施設「あじさい苑」のご案内

(令和8年2月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設「あじさい苑」
・開設年月日	平成11年3月1日
・所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬415番地
・電話番号	0735-72-6100
・ファックス番号	0735-72-0500
・管理者名	藤田 悦生
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (和歌山県指定第3052580010号) 短期入所療養介護 (和歌山県指定第3052580010号) 通所リハビリテーション (和歌山県指定第3052580010号) 訪問リハビリテーション (和歌山県指定第3072501129号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

1) 「介護老人保健施設の目的」

介護老人保健施設は、看護、医学的管理のもとでの介護や活動と参加に焦点を当てたりハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、そして、1日でも早く居宅での生活を取り戻すことができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといった居宅サービスを提供し、居宅での自立した生活の継続を支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

2) 「老人保健施設あじさい苑の運営の方針」

1. 介護老人保健施設は、要介護者に対し、施設の医師の診療の上、診療内容および心身機能の結果をふまえ、多職種が共同で立案した個々の施設サービス計画に基づき、心身の機能の維持回復をはかり、居宅における生活を営むことができるようにするため、看護、医学的管理のもとにおける介護および活動と参加に焦点を当てたりハビリテーション、その他、必要な医療および日常生活上のお世話を入所利用により提供します。よって、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の在宅復帰を目指します。
2. 短期入所療養介護は、要介護者に対し、居宅等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、施設の医師の診療の上、診療内容および心身機能の結果をふまえ、多職種が共同して立案した個々の短期入所療養介護サービス計画

に応じて、心身の機能の維持回復をはかるため、看護、医学的管理のもとにおける介護および活動と参加に焦点を当てたりハビリテーション、その他、必要な医療および日常生活上のお世話を一定期間の宿泊利用により提供します。よって、利用者の居宅での自立した生活の継続およびご家族等の介護における身体的、精神的負担の軽減をはかることを目指します。

3. 通所リハビリテーションは、要介護者に対し、居宅等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、施設の医師の診療の上、診療内容および心身機能の結果をふまえ、多職種が共同して立案した個々の通所リハビリテーション計画に応じて、理学療法、作業療法等による活動や参加に焦点を当てた効果的なりハビリテーション、その他日常生活のお世話を通所利用により提供します。よって、利用者の心身機能の維持回復をはかり、居宅での自立した生活の継続を目指します。
4. 老人保健施設事業のサービス提供に当たっては、入所者ならびに利用者の意思および人格を尊重し、常に入所者や利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
5. 老人保健施設事業を運営するにあたっては、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他福祉・保健・医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
6. 老人保健施設事業の実施にあたっては、介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を遵守します。

(3) 施設の職員体制

() 再掲 ※兼務

	定数	夜間	業務内容
管理者	※1名		施設の従業者等の総括管理、指導を行います。
医師	※1名以上		利用者等の医療および保健衛生に関する業務を行います。
薬剤師	1名以上		医師の指示により、入所者等に必要な薬を調合します。
理学療法士 作業療法士	1名以上		医師の指示により、理学療法を用いて利用者等の機能回復に関する業務を行います。
			医師の指示により、作業療法を用いて利用者等の機能回復に関する業務を行います。
看護職員	8名以上 常勤換算	*1名	医師の指示により、利用者等の看護および保健衛生に関する業務補助を行います。*夜間に配置していません。

介護職員	19名以上 ※ 常勤換算	3名 (*4名)	利用者等の療養生活全般について指導および介護を行います。*夜間、看護配置がない場合は、介護4名体制になり、看護はオンコール体制をとります。
管理栄養士 栄養士	※1名以上		入所者等の献立作成、栄養計算および給食記録作成、また、委託業者と協働して給食業務を行います。
支援相談員	※1名以上		利用者等に対する相談指導の業務や生活支援に関する計画および実施を行います。
介護支援 専門員	※1名以上		入所者等の意向を反映した施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
事務職員	2名以上		人事、経理、庶務、営繕その他事務を行います。
管理課員	1名以上		営繕・保守管理を行います。

- (4) 入所定員等 定員80名
 ・療養室 個室19室、2人室5室、3人室1室、4人室12室
 (短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空床利用となります)
 (5) 通所リハビリテーション・定員35名
 (介護予防通所リハビリテーションと合わせての定員となります)

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護サービス計画の立案
- ③ 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ④ 医学的管理・看護
 入所の場合、投薬につきましては、施設の医師の指示により、必要に応じて薬剤の変更や減薬する場合がありますのでご理解ください。なお、医療機関での緊急受診や施設の医師の指示による受診は、施設で対応させていただきますが、通院が可能な場合や眼科、歯科等の他科による受診等は、原則、ご家族等の対応をお願いいたします。
- ⑤ 機能訓練・リハビリテーション
 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションやレクリエーション活動等の生活リハビリテーションを行います。
- ⑥ 身辺介護
 自立支援への取り組みにより、原則、自分でできることには積極的に取り組んでいただき、一人でできないことをお手伝いさせていただきます。
- ⑦ 食事
 食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。
 特段の事情がない限り、栄養管理や衛生管理の観点から、施設が提供する食事をお召し上がりいただきます。食事の持ち込みは、ご遠慮いただきますが、希望される場合はご

相談ください。

◇ 朝食 7時30分～ 9時00分

◇ 昼食 12時00分～13時00分

◇ 夕食 18時00分～19時00分

⑧ 入所者ならびに利用者が選定する特別な食事の提供（選択食）

⑨ 入浴（一般入浴・器械入浴）

一般浴槽の他、入浴に介助を要する入所者や利用者には特別浴槽で対応し、入所者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。

⑩ 理美容サービス

入所の場合、原則月2回実施します。ご希望に応じ、ご利用いただくことができます。短期利用の場合は、サービス利用日の実施に限り、ご利用いただくことができます。

⑪ 相談援助サービス

⑫ 施設退所およびサービス利用契約終了時の支援

⑬ 行政手続代行

⑭ その他

*これらのサービスの中には、入所者ならびに利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関にご協力いただき、入所者ならびに利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いします。

① 協力医療機関

医療機関の名称	くしもと町立病院
所在地	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台691-7
診療科目	内科・外科・整形外科・産婦人科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	奥根歯科医院 奥根啓靖（歯科医師）
所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高池63-4

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。緊急の連絡先に連絡がつかない場合は、他のご家族等に連絡させていただくことがあります。

4. 介護給付費算定に係る体制等の状況（※状況により変更があります。）

サービス種別	主に該当する体制等
介護老人保健施設	初期加算Ⅱ・短期集中リハ加算Ⅰ・夜勤職員配置加算・所定疾患施設療養費Ⅰ・緊急時治療管理費・協力医療機関連携加算Ⅰ・高齢者等感染対策向上加算ⅠⅡ・生産性向上推進体制加算Ⅱ・ターミナルケア体制・療養食加算・サービス提供体制強化加算Ⅰ・介護職員処遇改善加算Ⅰ・LIFE 加算
短期入所療養介護	夜勤職員配置加算・緊急時治療管理費・個別リハ加算・送迎体制加算・サービス提供体制強化加算Ⅰ・介護職員処遇改善加算Ⅰ・生産性向上推進体制加算Ⅱ・LIFE 加算
通所リハビリテーション	入浴介助体制・中重度者ケア体制加算・リハビリマネジメント提供体制・短期集中個別リハビリテーション加算・サービス提供体制強化加算Ⅰ・介護職員処遇改善加算Ⅰ

5. 利用料等の支払い方法

施設は、利用料等を1か月ごとに計算し請求しますので、毎月25日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1) 当施設窓口での現金支払い

(2) 下記、指定口座への振込

紀陽銀行古座支店 普通預金 164830
しゃがいふくしほうじん たかまかい りじちよう きりし かつら 社会福祉法人 高瀬会 理事長 切土 桂

(注) 振込みの場合は手数料が必要となります。

(3) 自動引き落とし（口座振替）

指定金融機関（「紀陽銀行」）になります。毎月25日に、指定口座より引き落としになります。手続きはいつでもご相談ください。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 入所者および利用者は、家庭的共同生活の向上に努めるとともに、施設の医師および看護・介護職員、理学療法士等の指示指導に従い、施設運営にご協力をお願いします。（介護保健施設サービス、短期入所療養介護サービス、通所リハビリテーションサービスの内容を十分にご理解いただけない場合には、利用中止になることがありますのでご留意ください。）
- ② 入所者および利用者は、管理者の定めた日課に添って、起床、洗面、整頓、食事、休養、就寝、その他の日課を行うよう努めていただきます。
- ③ テレビ等の許可のない電気製品や飲食物の持ち込みは禁止します。電気製品の持ち込みの際は、必ず、ご相談ください。別途電気代が必要になります。飲食物の持ち込み

に関しては、食中毒および感染症予防に鑑み、特に生ものは、原則、禁止させていただきます。

- ④ 宗教用具は自室管理とし、読経等は同室者に迷惑がかからないようにして下さい。用具の紛失等には、施設側は一切の責任を負いません。
- ⑤ 入所者および利用者間の金品の貸借、決められた場所以外での喫煙、飲酒、許可外物品の販売・宣伝は一切禁止します。
- ⑥ 面会時間は9時00分から11時30分・13時30分から17時30分迄とし、必ず、1階事務室職員に申し出て下さい。なお、差し入れ等については、食中毒や感染症予防、利用者の病状や体調に応じ、制限がある場合がありますのでご注意願います。また、地域での感染症流行が確認されました場合には、一時的に面会を制限させていただきますことがあります。
- ⑦ 外泊・外出は、1階事務室にて外泊・外出の手続きをとり、医師の許可を得た上で、ご家族等が責任を持って対応して下さい。
- ⑧ 入所者の生活支援として、ご家族に面会、外出、外泊を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑨ 入所者の外出、外泊時等の施設外での医療機関への受診につきましては、医療保険との調整がありますので、必ず、施設に連絡をお願いします。
- ⑩ 入所利用の場合、入所者の心身機能の変化や入所者間のトラブル等により、日常生活に支障があるため介護居室の変更の必要があると認めた場合には、同意を得て、居室の変更を行います。
- ⑪ 短期入所利用は空床利用になります。原則、居室の希望や変更は認められませんので、ご理解ください。
- ⑫ 金銭や貴金属品等、貴重品等の持ち込みは禁止しております。万一、盗難紛失等があった場合には、施設側は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。入所者および利用者間でのトラブルにもなりかねますので十分にご留意をお願いいたします。また、刃物等の危険物の持ち込みも禁止しております。
- ⑬ 補聴器、腕時計等の管理について、入所者および利用者が使用管理されている間に、故障や紛失がある場合には、前項同様、施設側は一切の責任を負いかねます。保管につきましては、ご相談ください。
- ⑭ 入所利用の場合、介護事故および傷病治療による医療機関への入院につきましては、医療保険の制度上、原則、退所扱いになります。1か月程度の入院予定の場合、退院後に再入所が可能でご希望の者は、再入所検討を行いますので、必ず、前もって退院の連絡をお願いします。(再入所の検討は、リハビリテーションにより機能回復が認められる者に限ります。)1か月以上の入院予定につきましては、他の方の入所を優先に検討させていただくこととなりますので、ご理解ください。
- ⑮ 通所・短期入所利用の場合、緊急時以外の受診につきましては、原則、ご家族等の対応になります。感染症罹患が判明した場合は、治癒までの利用が中止になります。

7. 衛生管理対策

- (1) 適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を定めます。

- (2) 感染症対策委員会を設置し、3か月に1回以上の委員会を開催するとともに、その結果を当施設職員に周知をはかり、感染症や食中毒発生および拡大防止対策に積極的に取り組みます。なお、リスクマネジメント委員会における取扱事項等と相互に関係が深いことから委員会を一体的に設置し、開催することがあります。
- (3) 褥瘡予防対策委員会を設置し、適宜、委員会を開催するとともに、その結果を当施設職員に周知をはかり、褥瘡発生予防対策に取り組みます。
- (4) 当施設職員に対し、感染症や食中毒発生および拡大防止対策、褥瘡予防対策に関する研修を実施します。

8. 非常災害対策

- (1) 非常災害時における対策を推進するため、防火管理者、災害対策推進員を定めます。
- (2) 消防法その他法令等に規定された防災設備を備えています。
スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置、自動火災報知設備、避難用すべり台、非常放送設備、非常照明
- (3) 入所者および利用者、当施設職員に対する周知を図るため、定期的に避難、救出その他、必要な消防防災訓練を年2回行います。
- (4) 浸水害、土砂災害等の非常災害を想定した避難訓練を年1回行います。

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者および利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は一切禁止します。

10. 苦情の受付

(1) 苦情の受付

サービスの利用に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けますので、お気軽にご相談ください。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 支援相談員 網 真作

電話番号 0735-72-6100

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内)
	受付時間	月～金 9:00～17:30
	連絡先	電話 073-435-5527
○和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1番22日赤会館内
	受付時間	月～金 9:00～17:15

	介護サービス 苦情処理相談 窓口	電話 073-427-4662 FAX 073-427-4664
	連絡先	電話 073-427-4673
○古座川町役場健康福祉課	所在地	東牟婁郡古座川町川口254番地1 古座川町保健福祉センター内
	受付時間	月～金 9:00～17:15
	連絡先	電話 0735-67-7112
○那智勝浦町役場福祉課	所在地	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1
	受付時間	月～金 9:00～17:15
	連絡先	電話 0735-52-0555
○太地町役場住民福祉課	所在地	東牟婁郡太地町太地3767-1
	受付時間	月～金 9:00～17:15
	連絡先	電話 0735-59-2335
○串本町役場保健福祉課	所在地	東牟婁郡串本町串本1800
	受付時間	月～金 9:00～17:15
	連絡先	電話 0735-62-0555

*ご要望につきましては、支援相談員まで、お気軽にご相談ください。

1.1. 事故発生時の対応

- (1) 入所者および利用者へのサービス提供時に、事故が発生した場合には、すみやかに、関係市町村、扶養者、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、介護事故報告書に事故等に際して採った処理等を記録します。

◇転倒の危険性について

職員が事故予防の対策に取り組み、細心の注意を払っていても、施設内で入所者および利用者が移動される場合に転倒され、打撲や骨折が生じることがあります。安全管理に努めていても事故が起きる可能性があることを十分にご了解ください。

- (2) 当施設の責任により、入所者および利用者に生じた損害については、当施設はすみやかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、入所者および利用者に故意または過失が認められる場合には、入所者および利用者の置かれた心身の状況を見極め、相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (3) リスクマネジメント委員会を設置し、介護事故発生および予防対策に努めます。
- (4) 当施設職員に対し、事故防止の取組に関する研修等を実施します。

12. 人権擁護について

- (1) 入所者および利用者の人権を擁護するため、人権推進員を定めます。
- (2) 当施設職員に対し、人権擁護の研修等を行い、人権擁護について周知します。
- (3) 高齢者虐待防止法における虐待行為等を予防する取り組みを行います。
- (4) 法定成年後見制度活用の相談を行います。精神上的の障害によって判断能力が不十分になったり、判断能力が失われたときに、家庭裁判所に申し立て、入所者および利用者によって代理人（後見人等）が財産を管理したり契約する制度です。なお、将来において判断能力が不十分になったときに備えて任意後見の契約を締結する制度もあります。

13. 身体的拘束等の適正化について

- (1) 介護老人保健施設および短期入所療養介護サービス提供においては、原則として、入所者および利用者の自由を制限するような身体拘束等の行為は行いません。但し、緊急やむを得ない理由等により拘束をせざるを得ない場合には、入所者および利用者または扶養者等に説明を行い、同意を得るとともに、その態様および時間、その際の入所者および利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。
- (2) 身体拘束廃止委員会を設置し、3か月に1回以上の委員会を開催するとともに、不適切な介護行為の発生を防止します。
- (3) 当施設職員に対し、身体拘束廃止に関する研修等を実施します。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施の状況

- (1) 介護老人保健施設では、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善をはかるよう努めます。
- (2) 第三者評価の実施状況（実施の有無：無）

15. その他

当施設についての詳細は、ホームページ (<http://www.takasekai.or.jp>) をご覧ください。

以 上